

令和元年亀岡市議会定例会令和2年3月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年亀岡市条例第43号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(書面の審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、</u>前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(書面の審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条</u> 第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀岡市条例第29号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機 関	事 務	特定個人情報	機 関	事 務	特定個人情報
1 市 長	(略)	(略)	1 市 長	(略)	(略)
2 市 長	(略)	(略)	2 市 長	(略)	(略)
3 市 長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務で規則に定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、生活保護関係情報（法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（同表に規定する児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する	3 市 長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務で規則に定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、生活保護関係情報（法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（同表に規定する児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する

		<p>情報（以下「<u>児童手当関係情報</u>」という。） <u>介護保険給付等関係情報</u>（同表に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。） _____又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報で規則に定めるもの</p>
4 市長	(略)	(略)
5 市長	(略)	(略)
6 市長	(略)	(略)
7 市長	(略)	(略)
8 市長	(略)	(略)
9 市長	(略)	(略)
10 市長	(略)	(略)
11 市長	(略)	(略)
12 市長	(略)	(略)
13 市長	(略)	(略)
14 市長	(略)	(略)
15 市長	(略)	(略)

		<p>情報（以下「<u>児童手当関係情報</u>」という。） <u>介護保険給付等関係情報</u>（同表に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。） <u>年金給付関係情報</u>、<u>年金生活者支援給付金関係情報</u>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報で規則に定めるもの</p>
4 市長	(略)	(略)
5 市長	(略)	(略)
6 市長	(略)	(略)
7 市長	(略)	(略)
8 市長	(略)	(略)
9 市長	(略)	(略)
10 市長	(略)	(略)
11 市長	(略)	(略)
12 市長	(略)	(略)
13 市長	(略)	(略)
14 市長	(略)	(略)
15 市長	(略)	(略)

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成21年亀岡市条例第34号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>（対象児童に関する経過措置）</u></p> <p>2 第3条に定める亀岡市立小学校に在学する児童については、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間、亀岡市立小学校に在学する第1学年から第4学年までの児童とし、第4学年の児童については、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみの入会とする。</p> <p>3 第3条に定める亀岡市立小学校に在学する児童については、平成28年4月1日から平成29年1月9日までの間、亀岡市立小学校に在学する第1学年から第5学年までの児童とし、第4学年及び第5学年の児童については、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみの入会とする。</p> <p>4 第3条に定める亀岡市立小学校に在学する児童については、平成29年1月10日から当分の間、第4学年、第5学年及び第6学年の児童の児童会への入会は、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日に限る。ただし、管理運営に支障が生じないと認める児童会への入会については、規則で別に定める。</p> <p>別表第2（第7条関係）</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>別表第2（第7条関係）</p>

区分	学年始休業日 (4月)		夏季休業日 (7月)		夏季休業日 (8月)	
小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみ入会する児童	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)
	2,400円	1,200円	3,700円	1,850円	8,000円	4,000円
	冬季休業日 (12月)		冬季休業日 (1月)		学年末休業日 (3月)	
	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)
	1,800円	900円	500円	250円	2,600円	1,300円
負担金は当該期間中の額とする。なお、生活保護法の規定による被保護世帯及び前年度分の市民税非課税世帯については課さない。						

区分	学年始休業日 (4月)		夏季休業日 (7月)		夏季休業日 (8月)	
小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみ入会する児童	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)
	別に規則で定める学年始休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める夏季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める夏季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額
	冬季休業日 (12月)		冬季休業日 (1月)		学年末休業日 (3月)	
	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童(第2子以降)
	別に規則で定める冬季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める冬季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める学年末休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額
負担金は当該期間中の額とする。なお、生活保護法の規定による被保護世帯及び前年度分の市民税非課税世帯については課さない。						

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事_____が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了_____することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>3 <u>当分の間</u>_____、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して2年を経過する日までに修了</u>_____することを予定している者を含む。）」とする。</p>

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>610,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第16条の11 第16条の8の賦課額は、<u>160,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額（当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には<u>610,000円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>280,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第16条の11 第16条の8の賦課額は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額（当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には<u>630,000円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者</p>

以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に510,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 (略)

以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「610,000円」とあるのは「190,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「610,000円」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「630,000円」とあるのは「190,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「630,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条の6、第16条の11及び第20条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,376円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>23,376円</u>」とあるのは、「<u>34,284円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>23,376円</u>」とあるのは、「<u>45,204円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,696円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>18,696円</u>」とあるのは、「<u>26,496円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>18,696円</u>」とあるのは、「<u>43,644円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、別に規則で定める日から施行する。</u></p>

(経過措置)

2 改正後の亀岡市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(登録資格)</p> <p>第3条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第3条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、15歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p>

ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																
<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画展示室</td> <td>午前9時から午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画展示室</td> <td>1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日に当たると きはその翌日）</td> </tr> <tr> <td>あんしん長寿コーナー</td> <td>1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（第11条関係）</p>	種別	使用時間	企画展示室	午前9時から午後8時まで	あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア	午前9時から午後5時まで	上記以外の施設	午前9時から午後10時まで	種別	休館日	企画展示室	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日に当たると きはその翌日）	あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日	上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）	<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画展示室1～2</td> <td>午前9時から午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画展示室1～2</td> <td>1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日に当たると きはその翌日）</td> </tr> <tr> <td>あんしん長寿コーナー</td> <td>1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（第11条関係）</p>	種別	使用時間	企画展示室1～2	午前9時から午後8時まで	あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア	午前9時から午後5時まで	上記以外の施設	午前9時から午後10時まで	種別	休館日	企画展示室1～2	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日に当たると きはその翌日）	あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日	上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）
種別	使用時間																																
企画展示室	午前9時から午後8時まで																																
あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア	午前9時から午後5時まで																																
上記以外の施設	午前9時から午後10時まで																																
種別	休館日																																
企画展示室	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日に当たると きはその翌日）																																
あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日																																
上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）																																
種別	使用時間																																
企画展示室1～2	午前9時から午後8時まで																																
あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア	午前9時から午後5時まで																																
上記以外の施設	午前9時から午後10時まで																																
種別	休館日																																
企画展示室1～2	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日に当たると きはその翌日）																																
あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日																																
上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）																																

種別	単位	金額
陶芸室	1時間	440円
工作室	〃	440円
創作室	〃	440円
料理実習室	〃	440円
大広間1～5	〃	各5,060円
特別会議室	〃	2,200円
会議室	〃	1,760円
研修室1～4	〃	各440円
和室研修室1～2	〃	各440円
クラブ室1～3	〃	各220円
企画展示室	〃	220円
コンベンションホール	〃	4,400円
コンベンションホール控室1～2	〃	各220円
響ホール	〃	1,760円
響ホール控室	〃	220円
楽屋1～3	〃	各220円
附帯設備	〃	(略)
ロビーギャラリー	〃	(略)
パサージュ		(略)
屋上庭園		(略)

- 1 入場料の徴収の有無にかかわらず、使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、表に掲げる額の10割相当額を加算する。ただし、屋上庭園については、非営利の場合に限るものとする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、表に掲げる額（附帯設備並びにロビ

種別	単位	金額
陶芸室	1時間	550円
工作室	〃	550円
創作室	〃	550円
料理実習室	〃	550円
大広間1～5	〃	各5,500円
特別会議室	〃	1,100円
会議室	〃	2,200円
研修室1～4	〃	各550円
和室研修室1～2	〃	各550円
クラブ室1～3	〃	各220円
企画展示室1～2	〃	各330円
コンベンションホール	〃	6,600円
コンベンションホール控室1～2	〃	各220円
響ホール	〃	2,750円
響ホール控室	〃	220円
楽屋1～3	〃	各220円
附帯設備	〃	(略)
ロビーギャラリー	〃	(略)
パサージュ		(略)
屋上庭園		(略)

備考

- 1 入場料の徴収の有無にかかわらず、使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、表に掲げる額の10割相当額を加算する。ただし、屋上庭園については、非営利の場合に限るものとする。
- 2 ロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を使用する場合におい

ーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を除く。)に次の各号に掲げる額を加算する。

(1) 冷房 4割相当額

(2) 暖房 3割相当額

3 ロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を使用する場合において、面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数が生じたときは、1平方メートルとして使用料を算出する。

4 音響、照明その他を使用する場合に必要な操作技術料等は使用者負担とする。

て、面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数が生じたときは、1平方メートルとして使用料を算出する。

3 音響、照明その他を使用する場合に必要な操作技術料等は使用者負担とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例中第1条のうち別表第3金額欄及び備考の改正規定は、令和3年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																												
<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画展示室1～2</td> <td>午前9時から午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画展示室1～2</td> <td>1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日に当たると きは<u>その翌日</u>）</td> </tr> <tr> <td>あんしん長寿コーナー</td> <td>1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用時間	企画展示室1～2	午前9時から午後8時まで	あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア	午前9時から午後5時まで	上記以外の施設	午前9時から午後10時まで	種別	休館日	企画展示室1～2	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日に当たると きは <u>その翌日</u> ）	あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日	上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）	<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あんしん長寿コーナー</td> <td>1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用時間	あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア	午前9時から午後5時まで	上記以外の施設	午前9時から午後10時まで	種別	休館日	あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日	上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）
種別	使用時間																												
企画展示室1～2	午前9時から午後8時まで																												
あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア	午前9時から午後5時まで																												
上記以外の施設	午前9時から午後10時まで																												
種別	休館日																												
企画展示室1～2	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 木曜日（国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日に当たると きは <u>その翌日</u> ）																												
あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日																												
上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）																												
種別	使用時間																												
あんしん長寿コーナー プレイルーム 託児コーナー 多目的フロア	午前9時から午後5時まで																												
上記以外の施設	午前9時から午後10時まで																												
種別	休館日																												
あんしん長寿コーナー	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に 規定する休日																												
上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで 毎月第4木曜日（国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときはその翌日）																												

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																																																																									
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第2条の2 会館の開館時間は、午前9時から<u>午後5時</u>までとし、宿泊の場合は、午後2時から翌日の午前10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 会館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">使用時間区分</th> <th rowspan="2">全 日</th> <th rowspan="2">宿 泊</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> </tr> <tr> <td></td> <td>午前9時～ 午後1時</td> <td>午後1時～ 午後5時</td> <td>午前9時～ 午後5時</td> <td>午後2時から翌日 の午前10時</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホ ー ル</td> <td>1,350円</td> <td>1,350円</td> <td>2,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 室</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>1,250円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 習 室</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> <td>1,880円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 議 室</td> <td>620円</td> <td>620円</td> <td>1,030円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コテージ（4人用）</td> <td></td> <td></td> <td>4,070円</td> <td>8,140円</td> </tr> <tr> <td>キャンプサイト</td> <td></td> <td></td> <td>1,650円</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するとき、使用料の3割相当額を加算する。 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。 3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 	種別	使用時間区分		全 日	宿 泊	午 前	午 後		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後2時から翌日 の午前10時	ホ ー ル	1,350円	1,350円	2,500円		教 室	730円	730円	1,250円		実 習 室	1,030円	1,030円	1,880円		会 議 室	620円	620円	1,030円		コテージ（4人用）			4,070円	8,140円	キャンプサイト			1,650円	3,300円	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第2条の2 会館の開館時間は、午前9時から<u>午後9時</u>までとし、宿泊の場合は、午後2時から翌日の午前10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 会館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <p>1 各室及び宿泊施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="5">使用時間区分</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>宿泊</th> </tr> <tr> <td></td> <td>午前9時～ 午後1時</td> <td>午後1時～ 午後5時</td> <td>午前9時～ 午後5時</td> <td>午後5時～ 午後9時</td> <td>午後2時～ 翌日午前10時</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教 室</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>1,250円</td> <td>730円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 習 室</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> <td>1,880円</td> <td>1,030円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 議 室</td> <td>620円</td> <td>620円</td> <td>1,030円</td> <td>620円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コテージ</td> <td></td> <td></td> <td>4,070円</td> <td></td> <td>8,140円</td> </tr> <tr> <td>キャンプサイト</td> <td></td> <td></td> <td>1,650円</td> <td></td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するとき、使用料の3割相当額を加算する。 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。 3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 	種別	使用時間区分					午前	午後	昼間	夜間	宿泊		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時	午後2時～ 翌日午前10時	教 室	730円	730円	1,250円	730円		実 習 室	1,030円	1,030円	1,880円	1,030円		会 議 室	620円	620円	1,030円	620円		コテージ			4,070円		8,140円	キャンプサイト			1,650円		3,300円
種別		使用時間区分				全 日	宿 泊																																																																																			
	午 前	午 後																																																																																								
	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後2時から翌日 の午前10時																																																																																						
ホ ー ル	1,350円	1,350円	2,500円																																																																																							
教 室	730円	730円	1,250円																																																																																							
実 習 室	1,030円	1,030円	1,880円																																																																																							
会 議 室	620円	620円	1,030円																																																																																							
コテージ（4人用）			4,070円	8,140円																																																																																						
キャンプサイト			1,650円	3,300円																																																																																						
種別	使用時間区分																																																																																									
	午前	午後	昼間	夜間	宿泊																																																																																					
	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時	午後2時～ 翌日午前10時																																																																																					
教 室	730円	730円	1,250円	730円																																																																																						
実 習 室	1,030円	1,030円	1,880円	1,030円																																																																																						
会 議 室	620円	620円	1,030円	620円																																																																																						
コテージ			4,070円		8,140円																																																																																					
キャンプサイト			1,650円		3,300円																																																																																					

2 スポーツライミング施設

種別		使用時間 区分	午前	午後	夜間
			午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
専用使用			20,400円	20,400円	20,400円
個人使用	大人		680円	680円	680円
	小人		340円	340円	340円
附帯設備		各附帯設備ごとに、1使用時間区分220円を超えない範囲内において規則で定める額			

備考

- 1 市外居住者（法人にあつては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するときは、使用料（附帯設備の使用料を除く。）の3割相当額を加算する。
- 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 この表において「大人」とは19歳以上の者を、「小人」とは7歳から18歳までの者をいう。

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号）新旧対照表

現 行							改 正 後 (案)													
別表第2（第12条関係）							別表第2（第12条関係）													
使用種別	名称	区分	使用料（1泊につき1人当たり）					使用種別	名称	区分	使用料（1泊につき1人当たり）									
			1人	2人	3人	4人	5人				1人	2人	3人	4人	5人					
宿泊 使用	応挙	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	14,200円	9,160円	8,140円	7,120円	6,110円	移住 体験 使用	応挙、 梅岩、 了以	特定日を除く全日	2,750円									
		繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	16,200円	10,100円	9,160円	8,140円	7,120円				宿泊 使用	応挙、 梅岩、 了以	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	18,700円	11,000円	9,900円	8,800円	7,700円		
		繁忙期 平日、日曜日又は祝日	16,200円	10,100円	9,160円	8,140円	7,120円							繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	20,900円	13,200円	11,000円	9,900円	8,800円	
		祝日の前日又は土曜日	18,300円	12,200円	11,200円	10,100円	9,160円								繁忙期 平日、日曜日又は祝日	20,900円	13,200円	11,000円	9,900円	8,800円
		特定日	20,300円	13,200円	12,200円	11,200円	10,100円									祝日の前日又は土曜日	23,100円	15,400円	14,300円	13,200円
	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	14,200円	9,160円	8,140円	—	—	日中 使用	応挙 梅岩 了以	—	4時間まで		4時間超過								
	繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	16,200円	10,100円	9,160円	—	—				4,070円		1時間ごとに 1,010円								
	繁忙期 平日、日曜日又は祝日	16,200円	10,100円	9,160円	—	—				4時間まで		4時間超過								
	祝日の前日又は土曜日	18,300円	12,200円	11,200円	—	—				3,050円		1時間ごとに 500円								
	特定日	20,300円	13,200円	12,200円	—	—														
	梅岩	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	14,200円	9,160円	8,140円	—	—													
		繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	16,200円	10,100円	9,160円	—	—													
		繁忙期 平日、日曜日又は祝日	16,200円	10,100円	9,160円	—	—													
		祝日の前日又は土曜日	18,300円	12,200円	11,200円	—	—													
		特定日	20,300円	13,200円	12,200円	—	—													
了以	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	13,200円	8,140円	7,120円	—	—														
	繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	15,200円	9,160円	8,140円	—	—														
	繁忙期 平日、日曜日又は祝日	15,200円	9,160円	8,140円	—	—														
	祝日の前日又は土曜日	17,300円	10,100円	9,160円	—	—														

		特定日	18,300円	11,200円	10,100円	＝	＝
移住 体験 使用	応挙	繁忙期及び特定 日を除く平日、 日曜日又は祝日	5,090円	3,050円	2,030円	2,030円	1,520円
		繁忙期及び特定 日を除く祝日の 前日又は土曜日	7,120円	5,090円	4,070円	3,050円	2,030円
	梅岩	繁忙期及び特定 日を除く平日、 日曜日又は祝日	5,090円	3,050円	2,030円	＝	＝
		繁忙期及び特定 日を除く祝日の 前日又は土曜日	7,120円	5,090円	4,070円	＝	＝
	了以	繁忙期及び特定 日を除く平日、 日曜日又は祝日	4,070円	2,030円	1,520円	＝	＝
		繁忙期及び特定 日を除く祝日の 前日又は土曜日	6,110円	4,070円	3,050円	＝	＝
日中 使用	応挙		4時間まで		4時間超過		
	梅岩	＝	4,070円		1時間ごとに 1,010円		
	了以	＝	4時間まで		4時間超過		
			3,050円		1時間ごとに 500円		

備考

- 1 この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用いる。
- 2 この表において「繁忙期」とは、3月21日から4月5日、7月21日から8月11日、8月17日から8月31日を用いる。
- 3 この表において「特定日」とは、1月1日、1月2日、4月29日から5月4日、8月12日から8月16日及び12月29日から12月31日を用いる。
- 4 日曜日が祝日の前日に該当する場合は、祝日の前日の使用料を適用する。
- 5 移住体験使用にあつては、繁忙期及び特定日は使用できないものとする。
- 6 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者は、使用料の人数には含まない。
- 7 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する

備考

- 1 この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用いる。
- 2 この表において「繁忙期」とは、3月21日から4月5日、7月21日から8月11日、8月17日から8月31日を用いる。
- 3 この表において「特定日」とは、1月1日、1月2日、4月29日から5月4日、8月12日から8月16日及び12月29日から12月31日を用いる。
- 4 日曜日が祝日の前日に該当する場合は、祝日の前日の使用料を適用する。
- 5 移住体験使用にあつては、特定日は使用できないものとする。
- 6 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者は、使用料の人数には含まない。
- 7 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。

額とする。

亀岡市道路の占用に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）新旧対照表

現 行					改 正 後 (案)					
別表（第3条関係） 道路占用料					別表（第3条関係） 道路占用料					
占用物件		単位	金額	摘要	占用物件		単位	金額	摘要	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	円 2,300	支線及び支柱はそれぞれの柱類とみなす。	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	円 2,300	支線及び支柱はそれぞれの柱類とみなす。	
	電話柱（電柱であるものを除く。）	1本につき1年	900			電話柱（電柱であるものを除く。）	1本につき1年	900		
	その他の柱類	1本につき1年	2,300			その他の柱類	1本につき1年	2,300		
	公衆電話所	1個につき1年	2,300	地下電線その他地下に設ける線類		公衆電話所	1個につき1年	2,300	地下電線その他地下に設ける線類	
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	9			地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	9		
	路上に設ける変圧器等	1個につき1年	1,500			路上に設ける変圧器等	1個につき1年	1,500		
	地下に設ける変圧器等	占用面積1平方メートルにつき1年	920			地下に設ける変圧器等	占用面積1平方メートルにつき1年	920		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートルにつき1年	200	外径が0.2メートル未満のもの	法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートルにつき1年	200	外径が0.2メートル未満のもの	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		500			外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		500		
			1,000					外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		1,000
			1,800							外径が1.0メートル以上のもの
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500	法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500			
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけ、雪よけその他これらに類するもの	〃	1,200	法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけ、雪よけその他これらに類するもの	〃	1,200			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	道路その他これらに類するもの	〃	1,500	法第32条第1項第5号に掲げる施設	道路その他これらに類するもの	〃	1,500	のり敷に設ける通路橋を含む。		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店、商店、置場その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1月	600	法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店、商店、置場その他これらに類するもの	地域の活性化等に資する路上イベントに際し一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日	20		

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	広告用工作物	表示面積1平方メートルにつき1年	6,200	
	アーチ類	1本につき1月	6,200	
	標識類	1本につき1年	900	
令第7条第4号及び第5号に掲げる物件	工事用板囲、足場、詰所その他工 事用施設及び土石、瓦、竹木その 他工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	600	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び第7号に掲げる施設	仮建造物	1平方メートルにつき1年	1,800	

備考

- 1 占用目的が類別の単位に満たないものは、1単位に切り上げる。
- 2 年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、月数に年額の12分の1を乗じて得た額とし、月数をもって定める占用料で1月に満たないものは、1月に相当する額とする。
- 3 1件の占用料の額が100円未満であるものは、100円とし、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。

					その他のもの	1平方メートルにつき1月	600
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	広告用工作物	表示面積1平方メートルにつき1年	6,200				
	アーチ類	1本につき1月	6,200				
	標識類	1本につき1年	900				
令第7条第4号及び第5号に掲げる物件	工事用板囲、足場、詰所その他工 事用施設及び土石、瓦、竹木その 他工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	600				
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び第7号に掲げる施設	仮建造物	1平方メートルにつき1年	1,800				

備考

- 1 占用目的が類別の単位に満たないものは、1単位に切り上げる。
- 2 年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、月数に年額の12分の1を乗じて得た額とし、月数をもって定める占用料で1月に満たないものは、1月に相当する額とする。
- 3 1件の占用料の額が100円未満であるものは、100円とし、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。
- 4 露店、商店、置場その他これらに類するものを地域の活性化等に資する路上イベントに際し一時的に設ける占用において、道路に備付けの電源を使用する場合には、1口につき1時間当たり100円を加算するものとする。

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行										改 正 後 (案)									
別表第3（第3条の2、第10条関係） 3 有料公園施設を使用する場合 (2) 亀岡運動公園体育館										別表第3（第3条の2、第10条関係） 3 有料公園施設を使用する場合 (2) 亀岡運動公園体育館									
区分		使用時間		午前9時～正午		正午～午後3時		午後3時～午後6時		午後6時30分～午後9時30分		全日午前9時～午後9時30分		全日午前9時～午後9時30分					
				円	円	円	円	円	円	円	円								
大競技場	全面使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	7,920	7,920	7,920	11,880	32,120	円	円	円	円	円				
					土曜日、日曜日及び休日	9,460	9,460	9,460	14,190	38,280	円	円	円	円	円				
				その他の催物に使用する場合	平日	31,680	31,680	31,680	47,520	128,260	円	円	円	円	円				
					土曜日、日曜日及び休日	38,060	38,060	38,060	57,090	154,110	円	円	円	円	円				
				入場料を徴収し、また、これに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	23,760	23,760	23,760	35,640	96,250	円	円	円	円	円			
						土曜日、日曜日及び休日	28,490	28,490	28,490	42,790	115,390	円	円	円	円	円			
					その他の催物に使用する場合	平日	79,200	79,200	79,200	118,800	320,760	円	円	円	円	円			
					土曜日、日曜日及び休日	95,040	95,040	95,040	142,560	384,890	円	円	円	円	円				
				営利を目的とする場合		平日	118,800	118,800	118,800	178,200	481,140	円	円	円	円	円			
					土曜日、日曜日及び休日	142,560	142,560	142,560	213,840	577,390	円	円	円	円	円				
部分使用 (3分の1使用する場合)		平日	2,640	2,640	2,640	3,960	10,670	円	円	円	円	円							
	土曜日、日曜日及び休日	3,190	3,190	3,190	4,840	12,980	円	円	円	円	円								
小競技場	全面使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	3,300	3,300	3,300	4,950	13,420	円	円	円	円					
					土曜日、日曜日及び休日	3,960	3,960	3,960	5,940	16,060	円	円	円	円					
				その他の催物に使用する場合	平日	13,200	13,200	13,200	19,800	53,460	円	円	円	円					
					土曜日、日曜日及び休日	15,840	15,840	15,840	23,760	64,130	円	円	円	円					
				入場料を徴収し、また、	アマチュアスポーツに	平日	9,900	9,900	9,900	14,850	40,150	円	円	円	円				
					土曜日、	11,880	11,880	11,880	17,820	48,070	円	円	円	円					

		これに類する取扱いをする場合	使用する場 合	日曜日及 び休日						
			その他の催 物に使用す る場合	平日	33,000	33,000	33,000	49,500	133,650	
営利を目的とする場合			平日	39,600	39,600	39,600	59,400	160,380		
			土曜日、 日曜日及 び休日	49,500	49,500	49,500	74,250	200,530		
部分使用 (2分の1使用する場合)			平日	59,400	59,400	59,400	89,100	240,570		
			土曜日、 日曜日及 び休日	1,650	1,650	1,650	2,530	6,710		
トレーニングルーム (1人当たり)			平日	1,980	1,980	1,980	2,970	8,030		
スポーツ相談室				330	330	330	330	—		
附属設備				1,100	1,100	1,100	1,650	4,510		

各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円（全日については、33,000円）を超えない範囲内において規則で定める額

		これに類する取扱いをする場合	使用する場 合	日曜日及 び休日						
			その他の催 物に使用す る場合	平日	33,000	33,000	33,000	49,500	133,650	
営利を目的とする場合			平日	39,600	39,600	39,600	59,400	160,380		
			土曜日、 日曜日及 び休日	49,500	49,500	49,500	74,250	200,530		
部分使用 (2分の1使用する場合)			平日	59,400	59,400	59,400	89,100	240,570		
			土曜日、 日曜日及 び休日	1,650	1,650	1,650	2,530	6,710		
トレーニングルーム (1人当たり)			平日	1,980	1,980	1,980	2,970	8,030		
スポーツ相談室				330	330	330	330	—		
附属設備				1,100	1,100	1,100	1,650	4,510		
冷暖房設備			大競技場	使用料の10割に相当する額（部分使用の場合は、全面使用における各区分に該当する使用料の10割に相当する額とし、他の使用者があるときは、これを使用者数で除した額とする。）						
			小競技場							

各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円（全日については、33,000円）を超えない範囲内において規則で定める額

亀岡市営住宅管理条例（平成9年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号、<u>第4号</u>及び<u>第7号</u>）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 連帯保証人が2人あること。ただし、特別の事情があると市長が認めた場合は、1人であることを妨げない。</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号_____及び<u>第6号</u>）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>緊急時の連絡先等を記載した</u> _____請書を提出すること。</p> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p>

2～5 (略)

(連帯保証人)

第11条 入居者が既に立てた連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 入居者は、連帯保証人につき次の各号のいずれかに定める事実が発生したときは、直ちに市長に届け出るとともに前項に規定する連帯保証人変更の手続をしなければならない。

(1) 住所を移転したとき、又は住所が不明となったとき。

(2) 破産の宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 失業その他保証能力を著しく減少させ、又は喪失させる事情が生じたとき。

(4) 死亡したとき。

(住宅の明渡し請求)

第42条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

2～5 (略)

<削除>

(住宅の明渡し請求)

第42条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 (略)

4～6 (略)

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(設置)</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を<u>市民</u>に供給するため、水道事業（<u>附帯する飲料水供給施設を含む。</u>）<u>を</u>設置する。</p> <p>2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業をいう。以下同じ。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>給水区域は、三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、中矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、河原町、北河原町、吉川町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘及び南つつじヶ丘の全部並びに古世町、矢田町、上矢田町、下矢田町、荒塚町、安町、余部町、宇津根町、西別院町、曾我部町、蕨田野町、本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町、大井町、千代川町、馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町及び篠町の一部の区域内とする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を_____供給するため、水道事業（<u>法第2条第1項第1号に掲げる水道事業(附帯する飲料水供給施設を含む。)をいう。第4条第2項第1号を除き、以下同じ。)</u>を設置する。</p> <p>2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業をいう。以下同じ。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>水道事業（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項の水道事業をいう。）</u></p> <p>ア <u>給水区域は、三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、中矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、河原町、北河原町、吉川町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘及び南つつじヶ丘の全部並びに古世町、矢田町、上矢田町、下矢田町、荒塚町、安町、余部町、宇津根町、西別院町、曾我部町、蕨田野町、本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町、大井町、千代川町、馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町及び篠町の一部の区域内とする。</u></p>

(2) 給水人口は、87,700人とする。

(3) 一日最大給水量は、39,500立方メートルとする。

(4) 飲料水供給施設の給水区域は、東別院町小泉の一部の区域内とする。

3 (略)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第10条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

イ 給水人口は、87,700人とする。

ウ 一日最大給水量は、39,500立方メートルとする。

(2) 水道用水供給事業(水道法第3条第4項の水道用水供給事業をいう。)

ア 給水対象は、南丹市とする。

イ 一日最大給水量は、1,762立方メートルとする。

(3) 飲料水供給施設の給水区域は、東別院町小泉の一部の区域内とする。

3 (略)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第10条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、水道法第26条の規定に基づく認可のあった日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、亀岡市水道事業（飲料水供給施設_____を除く。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 亀岡市水道事業の給水区域は、亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号）<u>第4条第2項第1号</u>に定める区域とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、亀岡市水道事業（水道用水供給事業及び飲料水供給施設を除く。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 亀岡市水道事業の給水区域は、亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号）<u>第4条第2項第1号ア</u>に定める区域とする。</p>

亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成14年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>